

【様式 2】

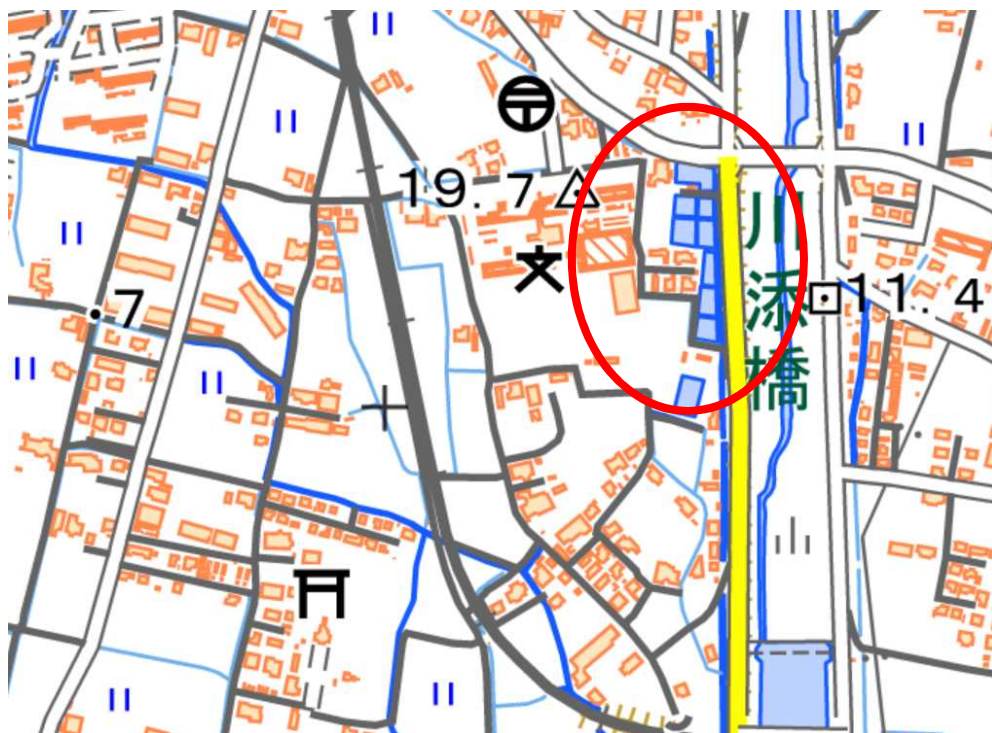
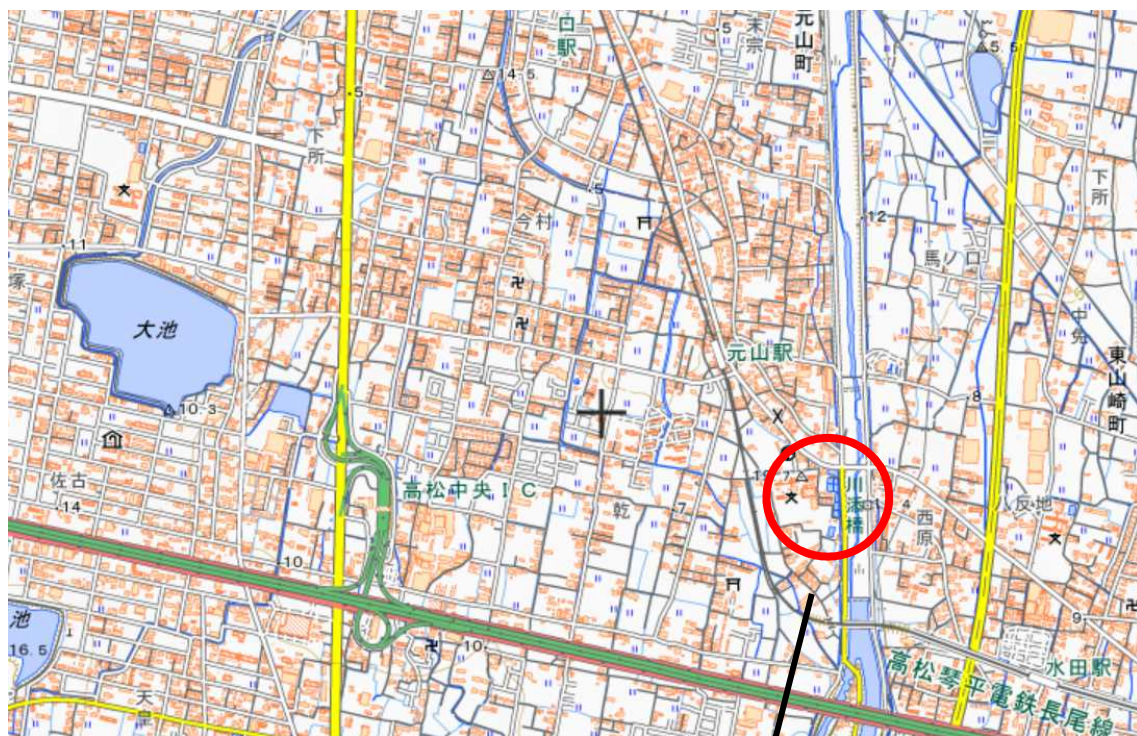
香川県会計規則第 184 条の 2 第 2 号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	農政水産部 水産課
件 名	淡水漁業種苗センター跡地除草業務
契 約 内 容	別紙 仕様書のとおり
契 約 予 定 日	令和 7 年 6 月 1 2 日 (木)
納期又は履行期間	令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金)
契約の相手方の選定基準 及び決定方法	[選定基準] 香川県会計規則第 184 条第 9 号アに係る施設等であ って、県内に事業所を有し、かつ上記契約内容が実施 可能であるもの [決定方法] 見積書を比較し、予定価格の範囲内で最低価格を提 示した事業者と契約する。見積書の提出が 1 事業者の みであった場合は、予定価格の範囲内であるか確認の うえ契約する。
契約の申込み方法 (見積書受付期間、見積書受 付場所等)	[見積書受付期間] 令和 7 年 5 月 2 6 日(月)から令和 7 年 6 月 3 日(火) まで [見積書受付場所] 香川県農政水産部水産課 (高松市番町四丁目 1－10 県庁本館 1 8 階)

淡水漁業種苗センター跡地除草業務仕様書

- 1 業務名 淡水漁業種苗センター跡地除草業務
- 2 業務場所 高松市元山町 97 番 2
淡水漁業種苗センター跡地（跡地略図 別添）
- 3 業務内容（1）跡地内の除草・草刈
（2）上記（1）の業務により生じた草等の処分
- 4 業務期間 令和 7 年 6 月 1 2 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 作業日の連絡 予め、除草等を予定する日を県に連絡し、了解を得ること。
- 6 業務報告 業務が完了した時は、遅滞なく業務成果報告書（作業時の写真等を添付）を提出し、検査を受けること。

淡水漁業種苗センター跡地



この地図は、地理院地図の標準地図を使用したものである。

